

令和 5 年度監査報告書

第 2 回定期監査

ま ち づ く り 部

【まちづくり計画課】

【まちづくり推進課】

【駅周辺整備課】

【建築指導課】

令 和 6 年 3 月

国分寺市監査委員

令和5年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

まちづくり部（まちづくり計画課、まちづくり推進課、駅周辺整備課、建築指導課）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びまちづくり部の事務の執行について

第3 監査の範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年10月31日まで）の執行分
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和5年度に実績のない事業等については、令和4年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和5年9月1日から令和6年3月25日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和6年1月16日	建築指導課，まちづくり計画課（クリスタルビル），まちづくり推進課（クリスタルビル），駅周辺整備課
令和6年1月17日	まちづくり推進課（第2庁舎），まちづくり計画課（第2庁舎）

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理、個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。

- 6 公印, 備品, 郵券, 現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理, 施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料, 証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い, 必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し, 国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ, おおむね適正に執行されているものと認められたが, 一部改善を要する事項が見受けられたので, 以下個別に記述する。

1 文書の施行日について (まちづくり計画課)

国分寺市環境審議会委員委嘱に係る起案文書の施行日が, 委員の任期開始日の1週間後の日付となっていた。委嘱に係る日付の整合性について適切に確認を行われたい。

2 委員会の開催通知について (まちづくり計画課)

国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会の開催通知の発信者が, 「会長」となっていた。国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会設置規程(平成18年訓令第23号)は, 会議の招集権者は「委員長」と規定しているため, 規定の内容を十分に確認し, 事務を行われたい。

3 委員委嘱手続について

- ・国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会委員の委嘱手続において, 旧委員の解嘱日が, 新委員の任期開始日より後の日付となっていた。新旧両委員が同一日に存在することになり, 国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱(令和4年要綱第19号)が規定する委員の人数と異なってしまうため, 委嘱に係る手続を適切に行われたい。(まちづくり計画課)
- ・国分寺市開発事業調停委員会委員及び国分寺市まちづくり推進会議委員の委嘱手続において, 委員から提出された承諾書について文書の收受登録を行っていなかった。国分寺市文書管理規則(平成12年規則第30号)及び国分寺市文書管理規程(平成元年訓令第3号)に基づき, 適正に文書の取扱いをされたい。(まちづくり推進課)
- ・国分寺市建築審査会委員の委嘱手続において, 委員から提出された承諾書について文書の收受登録を行っていなかった。国分寺市文書管理規則(平成12年規則第30号)及び国分寺市文書管理規程(平成元年訓令第3号)に基づき,

適正に文書の取扱いをされたい。（建築指導課）

4 公印の管理について（駅周辺整備課）

「国分寺市都市開発部長之印」が、現物は情報管理課に引継がれ廃止・廃棄が済んでいたにもかかわらず、令和5年8月まで駅周辺整備課の備品一覧に残存していた。備品の管理換えを行うときは、国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき、物品管理者は備品一覧に記録し、適正な物品管理を行われたい。

5 国分寺駅北口駅前広場イベント広場等使用料について（駅周辺整備課）

誤った計算に基づき使用料を徴収し、差額分を使用者へ返還していた。使用者の不利益とならないよう、正確な計算と慎重なチェックのうえ、事務を行われたい。

6 債務負担行為を伴う支出負担行為手続について（建築指導課）

令和3年4月1日に契約締結した5年間の複数年契約に係る令和5年度分の支出負担行為決議書が起票されていなかった。国分寺市支出負担行為手続規則（昭和40年規則第4号）に基づき、適正に手続をされたい。